

草津市教育委員会会議録

令和3年4月定例会

(4月23日開催)

草津市教育委員会

出席委員	教育長	藤田雅也
	委員	稲垣明美
	委員	松嶋徹也
	委員	小辻寿規

事務局出席者	教育部長	南川 等
	教育部理事（学校教育担当）	作田 まさ代
	教育部副部長（総括）	田中 三男
	教育部副部長（図書館担当）兼 図書館長	武村 彰
	教育部副部長 兼 学校教育課長	菊池 誠
	教育総務課長	森下 康二
	生涯学習課長	上原 香織
	スポーツ保健課長	宮田 勝一
	学校給食センター所長	田中 直樹
	スポーツ大会推進室長	藤崎 篤
	歴史文化財課長	岩間 一水
	草津宿街道交流館長 兼 史跡草津宿本陣館長	八杉 淳
	児童生徒支援課長	柴原 力
	学校政策推進課長	上原 忠士
	教育研究所長	藤井 泰三
	教育総務課係長	永田 厚子

開会 午後3時00分

藤田教育長	<p>4月2日付けで教育長に就任しました藤田雅也でございます。本日より議事を努めさせていただきますので今後ともどうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それではただいまから草津市教育委員会4月定例会を開会いたします。議事に入ります前に、4月の定期人事異動に伴いまして、教育委員会に出席する事務局のメンバーも新たになりましたことから、それぞれ御紹介をお願いしたいと思います。</p>
教育部長	教育部長の南川です。どうぞよろしく申し上げます。
教育部理事 (学校教育担当)	教育部理事の作田でございます。よろしく申し上げます。
教育部副部長 (総括)	教育部副部長の田中です。よろしくお願いたします。
学校教育課長	教育部副部長兼学校教育課長の菊池と申します。どうぞよろしく申し上げます。
図書館長	教育部副部長の武村でございます。今年度も引き続き、図書館長、南草津図書館長を拝命いたしました。どうぞよろしく申し上げます。
教育総務課長	教育総務課長の森下でございます。よろしくお願いたします。
生涯学習課長	生涯学習課長の上原でございます。よろしくお願いたします。
スポーツ保健課長	スポーツ保健課長の宮田です。よろしく申し上げます。
学校給食センター所長	学校給食センター所長の田中でございます。よろしくお願いたします。
スポーツ大会推進室長	スポーツ大会推進室長の藤崎です。よろしくお願いしま

	す。
歴史文化財課長	歴史文化財課の岩間でございます。よろしくお願いいたします。
草津宿街道交流館長	草津宿街道交流館兼史跡草津宿本陣館長の八杉でございます。よろしくお願いいたします。
児童生徒支援課長	児童生徒支援課長柴原でございます。よろしくお願いいたします。
学校政策推進課長	学校政策推進課長上原忠士です。どうぞよろしくお願いいたします。
教育研究所長	教育研究所所長藤井でございます。よろしくお願いいたします。
教育委員会事務局	教育総務課の永田と申します。よろしくお願いいたします。
藤田教育長	<p>ありがとうございました。それでは議事に関係ない職員につきましてここで一旦退席をしていただきます。</p> <p>それでは議事に入ります。なお、本日は中西委員から欠席届が出ておりますので、御報告をいたします。</p>
	—————日程第1—————
藤田教育長	日程第1「会期の決定について」でございますが、本日1日限りといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。
各委員	— 異議なし —
藤田教育長	異議がないようですので、4月定例会は本日1日限りといたします。
	—————日程第2—————

藤田教育長 次に日程第2「3月定例会会議録の承認について」であります。あらかじめ事務局から配付され熟読されていると思いますが御異議ございませんでしょうか。

各委員 ー 異議なし ー

藤田教育長 異議がないようですので、3月定例会会議録は承認されたものと認めます。

—————日程第3—————

藤田教育長 次に日程第3「教育長報告」に移ります。
それでは、報告をさせていただく前に、就任に当たりまして一言、御挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。
まず初めに、全国に誇るこの草津の教育に携わるやりがいを感じますとともに、その職責の重さをしっかりと受けとめ、誠心誠意全力で取り組んで参りたいと考えております。教育は国家100年の大計と言われますが、長期的な視点で人を育てることが重要でございます。教育には人づくりという重要な役割があると考えております。学校教育は、いわゆる生きる力を育むことが重要でございます。新学習指導要領が今年度から完全実施となりましたが、知識やスキルの習得に留まらず、思考力、判断力や表現力なども兼ね備えることが必要でございます。これらの力は、体験や経験から得られるものが多く、私が行政経験の中で携わった、環境教育におきまして、子どもたちが目を輝かせて話してくれるのは、座学やネットで得た知識ではなく、実際に見たり触れて感じたことが強く印象に残っております。

今後は地域の方々のより一層の御支援、御協力を賜り、学校教育と社会との接点を深めること、そしてGIGAスクール構想により、1人1台の端末などICTの活用も行い、子どもたちへの深い学びの提供に力を入れていきたいと考えております。

また、社会教育では、地域社会におけるコミュニティの希薄化が進む中、若者から高齢者まで、多様な世代が学び、活躍できる。そして、郷土愛が涵養される地域として、地域が

人を育て、人が地域を育てるといような地域づくりを教育面から推進して参りたいと考えております。このようなことを進めるに際しまして、必要と考えておりますことは、一つは情報発信の強化でございます。特に学校教育では、コロナ禍により、地域との関わりも難しい状況の中、様々な協議、創意工夫がされた取組が行われたと思っておりますが、それが市民の皆様とうまく届いてないのではないかなと思っております。今後、効果的な情報発信の工夫を行い、草津の教育のよき理解者を増やしていきたいと考えております。

もう一つは、総合学習の時間を活用して、体験や経験を中心とした授業改善を図っていききたいと考えております。具体的に今年度はこれまでの地域協働合校の取組を、全小中学校においてE S Dカレンダーというものを作成いたしまして、教科と総合学習との繋がりを整備することから始め、さらなる授業改善につなげていきたいと考えております。

今後は、これまで以上に、地域の方々や事業者、また団体の方との協力体制の構築が必要でございます。教育委員会だけでなく、市長部局との連携も不可欠でございます。私のこれまでの行政経験を生かしていきたいと考えております。

また、教育は保護者をはじめ、市民や地域など、多くの人にとって非常に関心が高い分野でございます。そういったことから、現状に満足せず、変化を忘れず、果敢に挑戦する教育委員会を信念に、これまでの改革を継続し、全国に誇れる草津の教育を築いて参りたいと考えております。そのためには、教育委員の皆様、そして学校現場の教職員と教育委員会事務局の職員とが一致団結して、事にあたり進めていくことが重要であると考えております。どうか教育委員の皆様におかれましては、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申しあげまして、少し長くなりましたが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申しあげます。

それでは次に諸般報告させていただきます。

まず初めに、就任に当たりまして、地方教育行政の組織運営に関する法律第13条第2項の規定による教育長が事故にあるときまたは欠けたときの職務代理者を指名する必要がございましたことから、稲垣明美委員をあらかじめ指名をいたしますので、御報告申しあげますとともに、御承知おきいた

できますようお願い申し上げます。

次に、コロナ禍の中ではございましたが、去る4月9日の午前14の小学校で、そして午後は6つの中学校で入学式が挙行されました。コロナウイルスの感染拡大防止対策が施される中、無事新入生を迎えることができました。現場の教職員をはじめ、関係者の御尽力のおかげをもちまして、無事終えることができました。また教育委員の皆様のお出陣を賜りまして誠にありがとうございました。

また、連日、新型コロナウイルス感染症の感染者が報道機関等でも非常に発表されていますが、本市の小学校において、1名の陽性児童が判明いたしましたので、去る4月20日から3日間、当該者の属する学年休業の措置をとらせていただきました。今後も子どもたちの学びの場の確保に向けて、感染防止対策をより一層進めて参る所存でございます。

次に、4月14日に新堂中学校におきまして、いじめを題材にした「私の妹」という演題の朗読劇の収録があり、私も出席をさせていただきました。この映像は、6月の道徳の授業で全校生徒向けに披露されるというふうな予定でございます。新堂中学校では、毎年生徒会の役員の皆さんが全校道徳劇に取り組みられておりまして、今年で10回目を迎えるということでございます。教育委員の皆様にも是非御覧いただく機会を設けたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

もう1点、文部科学省が平成14年度から行っております子どもの読書活動優秀実践校の図書館団体個人の文部科学大臣表彰をこの度、南草津図書館が受賞をいたしました。南草津図書館は開館以来、児童図書収集や子どもの本に関する読書相談、また、子どもと本を結びつけるお話会や学校等への絵本講座、ブックトークなどの取組が評価されたということでございます。この受賞を機に、今後も子どもと本を繋ぐ架け橋となるよう、図書館運営に努めて参りたいと考えております。

以上で教育長報告を終わらせていただきます。

それでは、委員の皆様方から3月にございました教育全般に関する事項で御意見、御感想がございましたらお願いいたします。

失礼いたします。昨年はウイルス感染ということで、休校が続いていましたが、無事に新学期を迎えることができ本当に良かったと思います。教育長さんがおっしゃったように4月9日に私も老上西小学校の入学式に出席しました。新入児童94名と保護者のみでしたが、校長先生のお話をしっかり聞き、大きな声で返事ができていたように思います。午後は松原中学校の入学式でした。新1年生は5クラス166名の入学ということで、見届けさせていただきました。換気がしっかりされておりとても寒く生徒さんも震えておりましたが、それも大事なことだと感じさせていただきました。

4月12日は、県の指針説明でした。3つの点を強調されていました。「読み解く力」これは昨年度の報告でもここで聞かしていただいたものですが、特にICTの活用ということで、これまでの実践にICTを活用しながらも、質の向上を目指すということで、さらなる質の向上ということをおっしゃってありました。それから「主権者教育の充実」ということで、将来に渡って持続可能な社会を構築する担い手を育む教育。先ほど、教育長がおっしゃったESDも強調されておりました。それから「図書館サービスの充実」。先ほど表彰があったということで、草津市は優秀な市であろうと思いますが、県民の知りたい・学びたいに応える図書館ということです。折しも、今日4月23日は、読書の日でございます。各校でもいろいろな取組がされていると思っております。

最後に、教育次長さんから、運営管理についてお話がありました。例年ですと、働き方改革、ハラスメント、服務規律というのは、必ずおっしゃる内容ですが、その中で気になったことが、国旗国歌の適切な使用という言葉が気になりました。特に気をつけなさいということをおっしゃりますが、小学校では、国歌校歌の曲が流れ、歌を歌いますが中学校で、国歌も校歌も流れなかったのもそういうところなのかなというふうに印象として感じさせていただきました。学習指導要領に記載されておりますので、今更何をおっしゃっているのかなってというような思いを持ちました。後半は講演で、学校の配慮と支援を必要なLGBTの子どもたちと題して白高庸晴さんのお話を伺いました。大変わかりやすいお話で学校現場でも取り入れたい内容が多かったです。小学生向け、中高

生向け、教職員向けの映像教材もあるので活用してくださいということをおっしゃっておいりました。以前、確かこのホールで、この方のお話をお聞きしたと思いますが、わかりやすいお話をされていました。

それから4月19日が令和3年度の学校教育フォーラムということで、伺わせていただきました。1時間の中にたくさんの内容をうまく凝縮されていたなと思いました。提案の仕方にも工夫が見られ、項目を伝えるだけではなく、受け取る側の気持ちになって発信を工夫されている説明もありました。発信する側、受け取る側の温度差もあるのではないかなというふうに思いました。

リモートは時間短縮や移動する時間も省け、環境にもやさしいと思いますが、ただ、コロナ禍というだけでなく、これからこの形が増えていくだろうというのは予測できます。ただ、リモートの利便性だけでなく相手の反応、全体の空気感などはリモートでは感じづらいと思います。一方通行にならないことも大事なかなというふうに感じました。視聴後、各学校で意見交流されたり、アンケート入力というところで工夫されていますが、私みたいなアナログ人間もいるということで、必ず一方通行にならずに、温かみのある空気感や相手はどう思っているかは表情を見れば伝わってくるのでそういうところを感じ取って、市から見えない部分を見ていただきたいなと思いました。

松嶋委員

それでは松嶋の方から報告いたします。

まず1点目、4月9日に小学校1校、中学校1校の入学式を拝見いたしました。

小学校の方と中学校の方で、雰囲気は違っていて、小学校の入学式ではすごいうれしさとか喜びに満ちた表情があふれている子どもたちがたくさんいらっしやって、先ほど稲垣委員もおっしゃったとおり保護者の方がそばについて、一緒に出席をされていましたが、そういう様子を保護者の方も見て喜ばれていてすごく幸せそうな温かい雰囲気を感じた入学式でした。もちろんコロナ禍ではありましたが、そういった形で無事開催ができて本当によかったなと思います。

中学校の入学式は少し雰囲気の違いが、生徒たちの表情からもしかしたら不安とか少し緊張とかそういうところが表に出ていたような感じでした。それもやはり中学生ということで、いろいろ思春期もある時期だと思いますので、入学式を終えて、今後の学校生活がいい思い出になればいいなという思いで拝見いたしました。

その時にちょうど教師のバトンというTwitterで教師の方の負担がすごく大きくなっているというような話題がありまして、ちょうど校長先生、教頭先生とこういう点についても、実際学校の方でそれから教師の方の負担はどうですかというようなお話を少し伺いする時間をいただけて、実際難しい問題ではあるが、なるべくそれなりに職員の方が時間にゆとりを持って働くことができる職場作りは、今後もどんどん継続してやっていきたいというふうにおっしゃっておられたので、今後どういうふうになっていくかっていうところは期待しているなというふうに感じました。

あと、報告事項としまして、先ほど稲垣委員もおっしゃっていた4月12日の重点施策説明会と、そして4月の19日の学校教育フォーラムそれぞれ、私はオンラインの方で参加いたしました。その場の雰囲気とかは、オンラインで参加したのでなかなかわかりづらいところではありましたが、まず率直な感想として両方とも、その時間内ですべて理解できる内容ではないなというふうに感じました。例えばハイブリッドの学習については実際どういうふうにやっていくのか、また、どういうふうに測定をして評価していくのかというふうなところを実際の運用でどういうふうに落とし込んでいくのかということもありますし、ハラスメントの防止指針に関してもどの程度効果があったのかというのをどういうふうに評価していくのかとか、何かやはり具体的な部分までは全部理解することが、あの時間内では難しい内容だったと思います。

宝塚大学の日高教授がおっしゃっていた内容でこれもすごく定量的にいろいろなデータをサンプリングして、まとめていらっしやった資料があつて、あのデータも確かに時間の中で全部理解することがすごく難しい内容だと自分は見えて感じました。その中で、性的マイノリティの方にどういう範

囲で支援が必要なのかを結論として、そういう多様性を尊重する環境自体を整備することってというのが、一番安心になっていくのではないのかという話がありまして、それをするためには教師の方々、教える側の方々がどれぐらいそれを理解しているのかがすごく重要になってくるなというふうに感じています。なので、この12日と19日それぞれすごく濃い話が多かったと思いますが、それぞれこの会議が終わった後に、その場でアンケートをされていたり、あと意見交流会を多分その場所ではされていたと思います。自分はオンラインでしか参加していませんので、その後どういう話し合いがあり、そのアンケートの結果どういうフィードバックがあって、その結果からどういうふうにやっていったらいいかっていうところが、ちょっとまだ見えてないところではありますので、もしそういったところも今後情報を市民の方に公開するかどうかかわからないですが、なるべくその現場の教師の方々とか、実際現場で働いている方々がどういう感想を抱かれたのかを一保護者として、少しでも知りたいなというふうに感じました。私からは以上です。

小辻委員

私はまず入学式で4月9日の午前に老上小学校、午後は高穂中学校に出席しました。両校で地域連携の話を聞かさせていただいたのですが、どれだけ地域とともにあるということを実際に考えておられるのかというところで、非常に有意義なお話をきかせていただいたので非常に良かったかなと思います。

内容といたしましてはそれぞれの入学式は、とても素晴らしいものでした。御家族の方と来られていて、もっとみんなと来たかったという御家族もあったと思いますが、子どもたちがここまで大きくなったという思いと今後どうなっていくのかという心配などいろいろな思いで参加されていたのかと思いました。先生方もテキパキと動いておられて安心できる環境だなと思いました。

一方で、来賓という形で行って、歓待していただいてそこまでしなくてもいいですよと言ったのですが、教育委員ということで非常に気を使っていたいてありがたい反面、難しいところではありますが、先生方にそこまでしていただかな

くてもという思いをもって感謝の言葉を述べて帰ってきたというところがございます。

フォーラムと重点施策説明会には、私もネット上で参加させていただきました。松嶋委員に非常に賛同できる部分もあり時間の関係もありますので、割愛させていただきます。

私が今一番気になっているというか草津の方も含めて一番気になっていることが、旭川のいじめ問題というのが報道以降問題になっております。いじめというか、もう犯罪というか、そういう問題であるので、草津のお子さんはもちろん、御家族の方の心配や、もしかしたら巻き込まれているかもしれないとか、そういう話も聞いたりします。もちろんそうでない可能性が高いと思いますが、やはり御家族の方々も心配があるのかなというところですね。もう一度やはりみんなでいじめや犯罪に近い問題を我々としても考えていかないとけないのかと思います。

今回の対応を見ている旭川の教育委員会に対しても辛辣なお言葉が並んでいる供述がありますので、草津ではそういうことが絶対に起きないように全力で御尽力いただいて何かあったときには教育委員としてできることをやっていきますのでよろしくをお願いします。以上です。

藤田教育長

ありがとうございました。それでは教育長報告につきましては以上で終わらせていただきたいと思います。

—————日程第4—————

藤田教育長

次に日程第4「付議事項」に移ります。

「議第14号の草津市教育委員会委員の辞職につき同意を求めることについて」および「第15号の臨時代理の承認を求めることについて」でございますが、この議案は人事案件でありますことから、会議を公開しないこととすべきであると思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項では、教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを

公開しないことができるようになってございますので、この規定に基づいてお諮りをしたいと思います。

議第14号および議第15号の2つの議案を公開しないこととすることについて御異議ございませんでしょうか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議なしと認めます。よって、議第14号および議第15号につきましては、公開しないことといたします。これらの議案につきましては、報告事項の終了後に審議を行うことといたします。

では次に「議第16号臨時代理の承認を求めることについて」審議させていただきます。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

議第16号臨時代理の承認を求めることにつきまして、教育総務課森下が御説明申しあげます。

議案書は9ページから19ページでございまして、10ページの方を御覧いただきたいと思っております。

去る3月26日付けで、教育総務課の所管に属する職員の人事異動を行うにあたり、委員会の会議を招集する時間的な暇がございましたので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定によりまして、教育長が臨時に代理をさせていただきましたので、本委員会に報告し、その承認を求めるものでございます。

14ページから19ページが主に行政職員の人事異動でございます。内容としましては、部長級職員が2名、副部長級職員が1名、課長級職員が6名。課長補佐級職員が12名の他以下、記載のとおりの変動となっております。

続きまして17ページが新規採用職員でございまして、7名、新規採用職員を採用しているところでございます。18ページでございまして、これは退職者でございまして、3名の退職者となっております。19ページですが、こちらが滋賀県教育委員会の人事異動でございまして、県の教育委員会から草津市教育委員会への異動者が7名、県の教育委員会への復帰が8名となっておりますところでございます。

以上、誠に簡単ではございますが説明とさせていただきます。

	す。
藤田教育長	<p>ではただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。</p> <p>それでは本議案につきまして、御異議ございませんでしょうか。</p>
各委員	— 異議なし —
藤田教育長	<p>異議もないようですので、議第16号は承認をされたものと認めます。</p> <p>次に「議第17号臨時代理の承認を求めることについて」審議させていただきます。事務局の説明を求めます。</p>
教育総務課長	<p>議第17号臨時代理の承認を求めることについて教育総務課森下が御説明申しあげます。</p> <p>議案書は21ページから25ページをお願いいたします。23ページをお願いいたします。</p> <p>この度、条例の一部を改正するにつき、条例案に対する意見を市長に申し出るに当たりまして、委員会の会議を招集する時間的な暇がございましたので、草津市教育委員会教育長に対する事務規則第3条の規定によりまして、教育長が臨時に代理をさせていただきましたので、本委員会に報告し、その承認を求めるものでございます。</p> <p>なお、条例の一部改正の内容につきましては、担当課であるスポーツ保健課から御説明申しあげます。</p>
スポーツ保健課長	<p>スポーツ保健課の宮田でございます。</p> <p>24ページを御覧いただきますようお願いいたします。</p> <p>条例の一部を改正する条例でございますが、草津市立健康広場の設置および管理に関する条例の一部を改正するものでございまして、その内容につきましては25ページに新旧対照表がございます。</p> <p>草津市立野村健康広場がございましてその他、合計3ヶ所ありますけれども、そのうち草津市立野村健康広場につきましては、(仮称)草津市立プールの整備用地に入っておりますの</p>

で、この草津市立プールの整備運営事業に係る契約についての契約議決が必要となります段階におきまして、この草津市立健康広場の設置および管理に関する条例の別表から野村健康広場の項目を削除するという形の条例改正でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

藤田教育長

ではただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

では、本件につきまして御異議ございませんでしょうか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議もないようでございますので、議第17号は、承認されたものと認めます。

次に「議第18号草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて」審議をさせていただきます。事務局の説明を求めます。

スポーツ保健課長

議第18号草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めることについてスポーツ保健課の宮田が説明申しあげます。

議案書は27ページから29ページでございます。

草津市小中学校結核対策委員会につきましては、29ページでございますとおり、草津市附属機関設置条例におきまして、小中学校の結核管理方針について、調査審議する附属機関として定数を4人以内と定め、草津市教育委員会附属機関運営規則におきまして、委員資格者を保健医療関係者、学校教育関係者、関係行政機関の職員といたしまして、任期を委嘱の日から、その年度の末日と定めているところでございます。

この度、各関係者との調整が整いまして、28ページにございますこの4名の方を、令和3年5月1日から令和4年3月31日まで委嘱することにつき、草津市教育委員会附属機関運営規則第2条の規定により、お諮りするものでございます。

	<p>以上、誠に簡単ではございますが、当該議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
藤田教育長	<p>それではただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。</p> <p>それでは本議案につきまして、御異議はございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>— 異議なし —</p>
藤田教育長	<p>では異議もないようですので、議第18号は承認されたものと認めます。</p> <p>次に「議第19号新しい教育支援委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて」審議いたします。事務局の説明を求めます。</p>
児童生徒支援課長	<p>議第19号新しい教育支援委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて、児童生徒支援課柴原が御説明申し上げます。</p> <p>議案書31ページから33ページを御覧ください。</p> <p>まず33ページを御覧ください。草津市教育支援委員会では、就学に係る当該児童生徒の障害の種類と程度について、調査や審議を行い、今後の教育的支援のあり方や、望ましい就学先を明らかにして、草津市教育委員会の審議結果を答申いたします。任期は令和3年5月1日から令和4年3月31日までとしております。</p> <p>以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>
藤田教育長	<p>ではただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。</p>
小辻委員	<p>今の31ページからの話で、まずお伺いしたいのですが、学識経験を有するものというものの定義を教えてくださいませんか。</p>

児童生徒支援課長

草津市教育支援委員会については、障害の程度や種類等に関して、教育学、医学、心理学等の観点から総合的で、適格判断ができる専門的知識を有する委員会を構成する必要があり、草津市教育委員会附属機関運営規則第2条の規定により、委嘱および運営するものであります。

小辻委員

学識経験というところに関して個人的には非常に引っかかるところがあります。何かと申しますと、学識経験者は一般上どういうふうに使われるかっていうと、ある専門の分野について学問的業績を有していて、論文を出したり、相当以上の評価を得ている。例えば博士号を持っておられたり、大学の准教授や教授であったり、そういうふうなことで社会的にも見識が豊かで認められている人というのが一般的には学識経験者というふうに認識をしています。有識者というのはいっと広く、物事を知っていてそういうふうなことも含めて現場の実績も含めて有識者という認識であります。となったときに、例えば本来ならば、何とか大学教授の臨床心理の先生であるとか、医師の方とかそういった方々の名前が入っているのは十分わかりますが、そういうふうな方々にお問い合わせできなかったのかなということです。

児童生徒支援課長

調べさせていただいて、報告をさせていただきます。

小辻委員

草津に関係する京都橘大学や龍谷大学の臨床心理とかの先生方も多数おられてその分野について、知っている方々も多数おられる中で、そういう方々にお問い合わせできなくてこういうことになっているのかとか、もしくは、名前が出ている方がそういうふうに、知識を持っておられるのであればそういう部分もしっかりと書いて御紹介した方が、市民の方々が見たときに学識経験者というところでわかっていただけのかなというふうに思います。そのあとの話も繋がってきますが、学識経験者と有識者という言葉が世の中にあって、そういう部分で本質的にこの条例とか、そういった規則の中で大学教員とかそれに準じる人を入れたいと思っつつくられていたにも関わらずそうならないのであればそれ自体を変えていく必要が十分にあると思います。この方々がそれにそぐわない

とかそういう話ではなく、やはり本質的な部分でそれに沿っているのかというところが今回、気になりまして確認したいなという思いで聞かせていただきました。

藤田教育長

学識経験を有するものというふうな表現につきましては、市の全般的な附属機関の中にも使われている言葉でございますので、そういったところで附属機関もございますので、この表現がどうなのかというところで、その他教育委員会が必要とする、認めるものというところの方がすごく意味合いとしては合っていますが、その辺については全体の審議会の位置付けもあると思いますので、そこは確認をさせていただくということでお願いしたいと思います。

他にございませんでしょうか。

それでは本議案につきまして御異議はございませんでしょうか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

ではないようですので、議第19号は原案とおり可決されたものと認めます。

次に「議第20号草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて」審議をいたします。事務局の説明を求めます。

学校政策推進課長

学校政策推進課の上原でございます。

草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて説明させていただきます。

議案書35ページから38ページを御覧ください。

学校運営協議会は、学校運営および当該運営への必要な支援に関して協議する機関として設置するものです。学校、保護者および地域の住民の組織的かつ継続的な連携と協働体制を確立し、学校運営の充実を図ることを目的としています。

委員の委嘱および任命につきましては、草津市学校運営規則第6条で、協議会の委員は次の各項に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。また、同条第2項において、教育委員会は、前項に規定する委員の委嘱または

任命について、あらかじめ対象学校の校長から意見を聞くものとする定められています。

この度、各校長から意見を聞き、3小学校と2中学校の計5校から委員の提出があったことから、名簿のとおり、51名の委員を委嘱することについてお諮りするものです。任期は令和3年4月23日、本日から令和4年3月31日までとなります。なお、今回提出のなかった15校につきましては、5月の定例教育委員会でお諮りいたします。

以上、誠に簡単でございますが、説明とさせていただきます。何卒御承認賜りますようお願い申し上げます。

藤田教育長

ではただいまの説明についての御意見、御質問があればお願いします。

小辻委員

また先ほどと同じ話になります。何かと申しますと学識経験者というところで例えば、高穂中学校の学識経験者の方は誰が見ても間違いなく学識経験者だとわかります。それ以外だと本当なのかどうか確認する必要があると思います。

例えばその他教育委員会が適当と認めるものとか、そういった形の表現ではいけないのかなど。別にこの方々が悪いとい話ではなくてこの方々で妥当であろうと思いますが、やはり学識経験者という使い方が非常に引っかかる部分であります。

学校政策推進課長

小辻委員からの御指摘のとおり、学識経験者、有識者というところの区別はしっかりしていきたいと思っています。

県のコミュニティースクールアドバイザーの方に聞いたところ、コミュニティースクールの委員さんは、教育全般、学校教育であるとか社会教育であるとか、家庭教育であるとか、そういう意味で、教育に携わった方、専門的な知識を有している方を学識経験者として認めてはどうかという、県のコミュニティースクールのアドバイザーの方の話でしたので、草津市もそれに準ずる形で、委員の選出を学校長が推薦していると思いますので、その有識者との違いははっきりさせたいなと思っています。

藤田教育長

他にございませんか。

先ほどの議案と関係をいたしますので、もう一度しっかりと確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは本件について、御異議ございませんでしょうか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議もないようでございますので、議第20号は原案とお可決といたします。

次に、「議第21号史跡本陣整備基本計画の策定について草津市文化財保護審議会に対し諮問することにつき議決を求めることについて」を審議いたします。事務局の説明を求めます。

歴史文化財課長

議第21号史跡本陣整備基本計画の策定について草津市文化財保護審議会に対し諮問することにつき議決を求めることについて歴史文化財の岩間が御説明を申しあげます。

資料は39ページから41ページでございます。

史跡草津宿本陣の保存整備につきましては草津市がこの史跡の文化財保護法上の管理団体となっておりますことから、保存や活用の施策を適切に行い次の世代へと継承していくため、令和元年度に史跡の保存活用の方針を定めます、史跡草津宿本陣保存活用計画を策定いたしました。今年度は整備に係る次の段階といたしまして、この保存活用計画に掲げました基本方針を元に具体的な整備内容、整備方針、スケジュール等を定めます史跡草津宿本陣整備基本計画を策定する予定でございます。

つきましては、今申しあげました主旨でこの41ページに掲載させていただきました、諮問文案のとおり草津市文化財保護審議会に諮問することにつきまして教育委員会にお諮りするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

藤田教育長

ただいまの説明について何か御質問、御意見はございます

でしょうか。

では本議案につきまして、御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議もないようでございますので、議第21号は原案とおり可決したものと認めます。

—————日程第5—————

藤田教育長

それでは日程第5「報告事項」に入ります。事務局より報告願います。

教育総務課長

報告事項の1番目、令和3年度監査等の実施計画につきまして教育総務課の森下が御説明申しあげます。

資料は報告書の3ページから7ページになりまして、3ページを御覧いただきたいと思います。

監査の基本方針でございますが、令和3年度から第6次草津市総合計画がスタートし、コロナウイルスの感染症の拡大により、経済が低迷する厳しい財政状況下において、収支の均衡を図りながら着実な事業推進が求められている中で、公正不偏の立場から、法令を遵守しているか。最小の経費で最大の効果を上げているか。組織および運営の合理化に努めているか。市民福祉の増進にどのように役立っているのかという視点から監査を実施されるものでございます。

各種監査等の実施方針でございますが、こちらで教育委員会に関わる部分につきましては、(1)の定期監査(2)の随時監査でございます。

(1)の定期監査につきましては、基本的には前年度の事務および事業を対象として実施されるものでございます。

(2)の臨時監査のうち、工事監査につきましては、計画設計、積算等が適正であり、合理的、効率的に行われているかどうかにつきまして、実施されるものでございます。

具体的な監査の計画につきましては、7ページを御覧いただきたいのですが、7ページの令和3年度監査等実施計画表のとおり、教育委員会の定期監査につきましては、4月と5

月に計画表に記載の小中学校と幼稚園、こども園また1月に学校政策推進課、草津宿街道交流館、歴史文化財課が対象となっております。監査等の実施計画につきましては以上でございます。

続きまして、定期監査結果報告でございます。

恐れ入りますが、9ページの方を御覧いただきたいと思えます。

去る3月29日付けで、草津市監査委員から、草津市教育委員会教育長宛に定期監査の結果について報告をいただいたところであり記載の所属を対象にそれぞれ監査が実施されたところでございます。

監査結果と指摘事項に対する対応につきましては、それぞれの学校給食センター、教育総務課、児童生徒支援課から御報告をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

学校給食センター所長

学校給食センターの田中でございます。

報告事項(2)定期監査の結果について御報告いたします。

学校給食センターにつきましては、報告書の10ページから12ページでございます。

今回は10ページの1の(1)重点項目でございます学校給食センター管理運営について監査を受けました。監査の結果につきましては、10ページの中段にありますとおり、事務の執行状況については、概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると述べていただいております。軽微な事項につきましては、口頭により御指導いただいておりますことから、今後、適宜適切に対処して参りたいと考えております。

また、現在の施設や設備が8年を経過し、設備関係の修繕箇所が見受けられますことからいただきました御意見を踏まえながら、安全安心でおいしい給食の提供に努めて参りたいと考えております。

簡単でございますが、学校給食センターからの報告は以上でございます。

教育総務課長

続きまして教育総務課の方から監査の報告をさせていただきます。

監査の主な着眼点としましては、13ページを御覧いただきたいのですが、中段に記載のとおり、予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。契約事務は適正に行われているか。物品消耗品の調達には計画的、効率的に行われているか。調達した物品の管理は適正に行われているか。委託内容の履行確認は適正に行われているか。交際費の取り扱いは適正に行われているかの6つの視点で監査が行われました。

15ページを御覧いただきたいと思います。

監査の結果でございますが、事務の執行については、概ね適正に執行。財務処理についても、適正に執行されており、今後、より適正、経済的、効率的かつ効果的な執行、事業管理に努められたいとの結果でございます。

なお、意見としましては、学校の備品につきまして、適正確実に管理できる管理手法を研究するよう、また、余剰物品の学校間移動ができるような仕組みづくりを研究するようとの御意見をいただきましたので、学校現場と相談しながら、今後仕組みづくりを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

教育総務課からは以上でございます。

児童生徒支援課長

次に児童生徒支援課柴原でございます。当課としましては、資料16ページから19ページでございます。

まず16ページを御覧ください。

児童生徒支援課では、中段1の(1)にございます重点項目、管理運営の指導費のうち外国人児童生徒教育支援費と学力向上推進費のうち学びの教室開催費、同和教育指導推進費のうち自主活動学級開設費、人権教育推進費の項目について監査を受けました。

監査結果につきましては、19ページを御覧ください。事業執行については概ね適正に執行できており、財務処理についても適正に処理できているものと報告を受けました。

なお軽微な事項については、口頭により指導いただきましたことから、課内で共有いたしまして、改善につなげていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、御報告させていただきます。

生涯学習課長

続きまして報告事項の3 草津市地域学校協働活動推進員の委嘱について、生涯学習課の上原が御説明申しあげます。

報告書の21ページを御覧ください。

本市では、平成10年度より地域協働合校推進事業を実施し、平成27年度からは、7校の小学校において、平成28年度からは市内14校すべての小学校において地域コーディネーターを配置したところでございます。平成29年3月の社会教育法の改正によりまして、地域住民と学校の連携協力体制の整備や、地域学校協働活動推進員の委嘱に関する規定の整備がなされたことから、平成31年4月1日より、地域コーディネーターを法律に基づく地域学校協働活動推進員として委嘱しております。今年度につきましても、各小学校長から御推薦いただきました方々19名について、7月から委嘱するものでございます。

なお、各校の実情によりまして、1校で2人、3人体制のところもありますことから、14学区19人の委嘱となっております。

ここで訂正がございまして、志津小学校の上二段お二方の備考欄でございまして、放課後自習広場支援員の自習という字が主という形で、漢字が間違っております。大変申し訳ございません。お詫びして訂正をさせていただきます。

以上、簡単でございますが、御報告させていただきます。

学校教育課長

次に報告事項4 草津市中学校文化部活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱について学校教育課の菊池が説明申しあげます。

報告書の23ページから32ページを参考に御覧ください。草津市では、市立中学校の文化部活動の振興を図るため、文化部活動の経費を補助する草津市中学校文化部活動補助金制度を実施しております。令和元年度に受検した市の定期監査で当該要項第2条の補助対象経費について規定に定めのない経費が補助対象経費として計上されており、補助金額を適正に算定するため補助対象経費の範囲を整理するよう指摘

があり、報告書のとおり一部改正を行ったものでございます。

また、学校教育課では、近畿大会、全国大会に出場した団員に激励金を支給する制度を今年の4月から新たに策定いたしました。そのため当該要綱で、近畿大会、全国大会に団員に係る旅費を補助対象経費として認めたいものおよび、補助金の額として含めていた大会出場実績額を補助金の算定額から外すよう一部改正を行ったものです。以上、簡単ではございますが説明でございます。

次に報告事項5 草津市特別支援教育就学奨励金給付要綱の一部を改正する要綱について学校教育課菊池が説明申し上げます。

報告書の33ページから42ページを参考に御覧ください。

草津市では特別支援学級等に在籍する児童または、生徒の保護者を対象に特別教育就学奨励金を給付しております。この度、令和2年12月21日付け文部科学省通知により、オンライン学習通信費について令和3年度から特別支援教育就学奨励費の紙面部分(1)の対象者が給付対象となったため、当市でも対象とするため一部改正を行ったものでございます。なお、給付対象は当該対象者のうち学校政策推進課の草津市家庭学習のための通信機器対応事業を利用したものになります。

次に現在、小学校給食は特別教育就学奨励金の給付対象としておりますが令和4年1月より中学校給食が開始されることから中学校給食につきましても給付対象とするよう一部改正を行ったものでございます。

その他、市として行政手続きの簡素化および行政手続きのデジタル化推進のため、押印の見直しを行うものとし当該様式第1号、様式第2号および様式第5号の押印を廃止するものでございます。

以上、簡単ではございますが報告をさせていただきます。

続けて報告事項6 草津市就学援助費給付要綱の一部改正する要綱について説明を申し上げます。

報告書の43ページから57ページを参考に御覧ください。

草津市では経済的に困りの保護者に対して学用品などを給付させていただき就学援助費制度を実施しております。先の報告5のとおりオンライン通信費について特別教育就学奨励金の紙面部分1の対象者が給付対象となったため就学援助費の準要保護者でも対象となるよう一部改正を行ったものでございます。

なお報告5と同様、給付対象は学校政策推進課の草津市家庭学習のための通信機器対応事業を利用したものに限りません。

その他、市として行政手続きの簡素化および行政手続きのデジタル化推進のため、押印の見直しを行うものとし当該様式第1号、様式第2号および様式第8号の押印を廃止するものでございます。

簡単ではございますが報告とさせていただきます。

次に報告事項7草津市準要保護者認定要綱の一部改正することについて説明申し上げます。報告書59ページから71ページを参考に御覧ください。

草津市では、経済的に困りの保護者に対して学用品などを給付させていただき就学援助費制度を実施しております。当該要綱第3条で準要保護者の認定要件を定めておりますが、令和2年度税制改正で働き方の多様性を踏まえ特定の収入にのみ適応される給与所得控除や公的年金等の控除額を一律10万円に引き下げ、基礎控除額の控除を10万円引き上げることになりました。従って、給与所得および公的年金に係る所得の合計額が10万円上がることとなりますが、この税制改正の基準のままで審査をすると認定要件が厳しくなることから、令和2年度と同じ基準で認定するため当該要綱の一部改正を行ったものです。

その他、市として行政手続きの簡素化、その他、市として行政手続きの簡素化および行政手続きのデジタル化推進のため、押印の見直しを行うものとし当該様式第1号、様式第2号の押印を廃止するものでございます。

以上、簡単ではございますが報告とさせていただきます。

学校政策推進課長

続きまして、報告事項8から10を学校政策推進課上原が報告させていただきます。

報告書68ページ以降を御覧ください。

草津市家庭学習のための通信機器対応事業の利用者は、機器の対応を受けた期間の通信に要する費用を負担しなければならないとしていますが、草津市就学援助費給付要綱の準要保護者は費用の負担免除規定を設けています。この度、先ほどの報告6にありましたように、草津市就学援助費給付要綱が改正され、令和3年4月1日より準要保護者の給付対象経費にオンライン学習通信費が追加されましたことから、重複した目的に援助を避けるため、対応事業での費用免除を準要保護者の給付上限額を超えて利用者の負担が生じた場合にとするものでございます。

報告9に移ります。

草津市補助金等交付規則第16条第2項において、市長は、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払いにより交付することができるとあり、草津市英語検定料補助金交付要綱においても、必ずしも概算払いに限定する必要のないことから、第7条を削除いたします。

また、検定の内容、実施対象、補助金額等については、生徒の増減、検定料の値上げや受験料の増額により、年々見直しが必要となるものから、本要綱の有効期限について年度毎の更新を行います。

最後に報告事項10でございませう。77ページ以降を御覧ください。

先ほどの英語検定料補助金交付要綱と同じく漢字検定料補助金交付要綱においても、先ほどの理由により、改正を行うものでございませう。

以上、報告事項8から10の報告を終わらせていただきます。

教育総務課長

続きまして、報告事項の11寄付の受け入れ報告について、教育総務課の森下が御説明申しあげます。

報告書は81ページを御覧いただきたいと思ひます。

草津市立老上こども園PTA様からモザイクステッキボードセットおよび写真プリンターを老上こども園に対し御寄付をいただきました。

報告事項は以上でございます。

藤田教育長

それではただいま1から11の報告事項がございましたが、何かこの中で御質問等ございましたらお願いいたします。

松嶋委員

最後の寄付のところですが、モザイクステッキボードセット8台で単価が9999円で、額が9999円というのは、計算がどうなっているのかなと思いました。

単価が9999円だったらかける8じゃないのかと思いますが。

教育総務課長

すみません。調べまして、後程報告させていただきたいと思います。申し訳ございません。

藤田教育長

まとめて8台の金額なのか単価なのかしっかりと確認してください。

他にございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

ではないようでございますので、報告事項につきましては以上で終わらせていただきます。

続きまして、先ほど非公開とした議案の審議を行います。

———非公開———

藤田教育長

それでは、これをもちまして4月の定例会を終わらせていただきます。次回は5月26日の水曜日の15時から定例会を開催する予定でございます。

本日は誠にありがとうございました。

閉会 午後4時30分